８粕監発第　３９　号
令和８年１０月２２日

粕屋町長　　箱 田　　彰　　様

粕屋町議会議長　末 若　憲 治　　様

粕屋町監査委員　柴　田　俊　一

粕屋町監査委員　本　田　芳　枝

財政的援助団体等監査結果について

標記の件に関しまして、地方自治法第１９９条第７項の規程により下記のとおり監査を実施しましたので、同条第９項の規定によりその結果を報告いたします。

記

監査実施日	令和８年１０月２０日（火）
監 査 場 所	シルバー人材センター会議室
監 査 対 象	公益社団法人粕屋町シルバー人材センター
監 査 内 容	書類審査及び粕屋町シルバー人材センター理事長 ・事務局長・会計担当者・高齢者支援課長からの聴取

講　　評

今回の監査では、地方自治法第１９９条第７項に定める「地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。(中略)」に基づき監査を実施した。

また監査に当たっては、

① 補助対象事業は、補助等の目的に沿って適正で有効かつ効率的に行われているか。

② 補助金等に係る会計経理等は、適正に行われているか。

以上について着目し監査を実施した。

監査結果

役員・職員・監査制度の整備の下、法人の所期の目的を達するための体制整備が図られており、会計処理に置いても適切に事務が執行されている。

今後の更なる事業の適正化及び効率化に資するため、次のとおり所見を述べる。

所見

1．　全国的にも会員の減少が問題視される中、粕屋町シルバー人材センターにおいても、希望する職種（仕事内容）が無いことが会員増加の妨げになっていると考えられます。これに対処するため、会員のニーズを十分に把握するとともに、それに沿った新たな仕事の創出および積極的な発掘活動を進めていただきたい。また、会員減少はシルバー人材センターの運営全体に多大な影響を及ぼす可能性があるため、本件を優先的に取り組んでいただきたい。

2．　会員の多くが年金受給者であり、中にはこのシルバー人材センターでの仕事が生活の重要な収入源となっている方もいます。現在の賃金単価は福岡県の最低賃金を基準に設定されていますが、会員一人ひとりの職種や作業内容に応じて賃金単価を適切に設定することで、会員の働く意欲向上や新規会員の増加につながる可能性があると考えます。
また、現状においては、会員個々のスキルの細やかな把握が十分に行われているかの検証が課題として挙げられます。これを適切に整理し、ニーズに沿った業者とのマッチングを進めることで、効率的かつ継続的な雇用機会の創出が期待できると判断されます。 以上を踏まえ、さらなる改善と計画的な取り組みをぜひご検討いただきたい。

3．　作業中に発生する事故については、毎年類似した事案が繰り返し発生している状況が見受けられます。このため、作業前の安全点検を徹底することはもちろんのこと、会員の年齢や身体的特性を考慮した作業内容の分担や配置についても検討を行い、さらなる事故防止策を講じていただきたい。

4．　今後も、シルバー人材センターの適切な運営を維持・向上させるために、高齢者支援課との連携をさらに強化し、必要に応じて情報共有や助言を受けるなど、協力体制の充実を図っていただきたい。